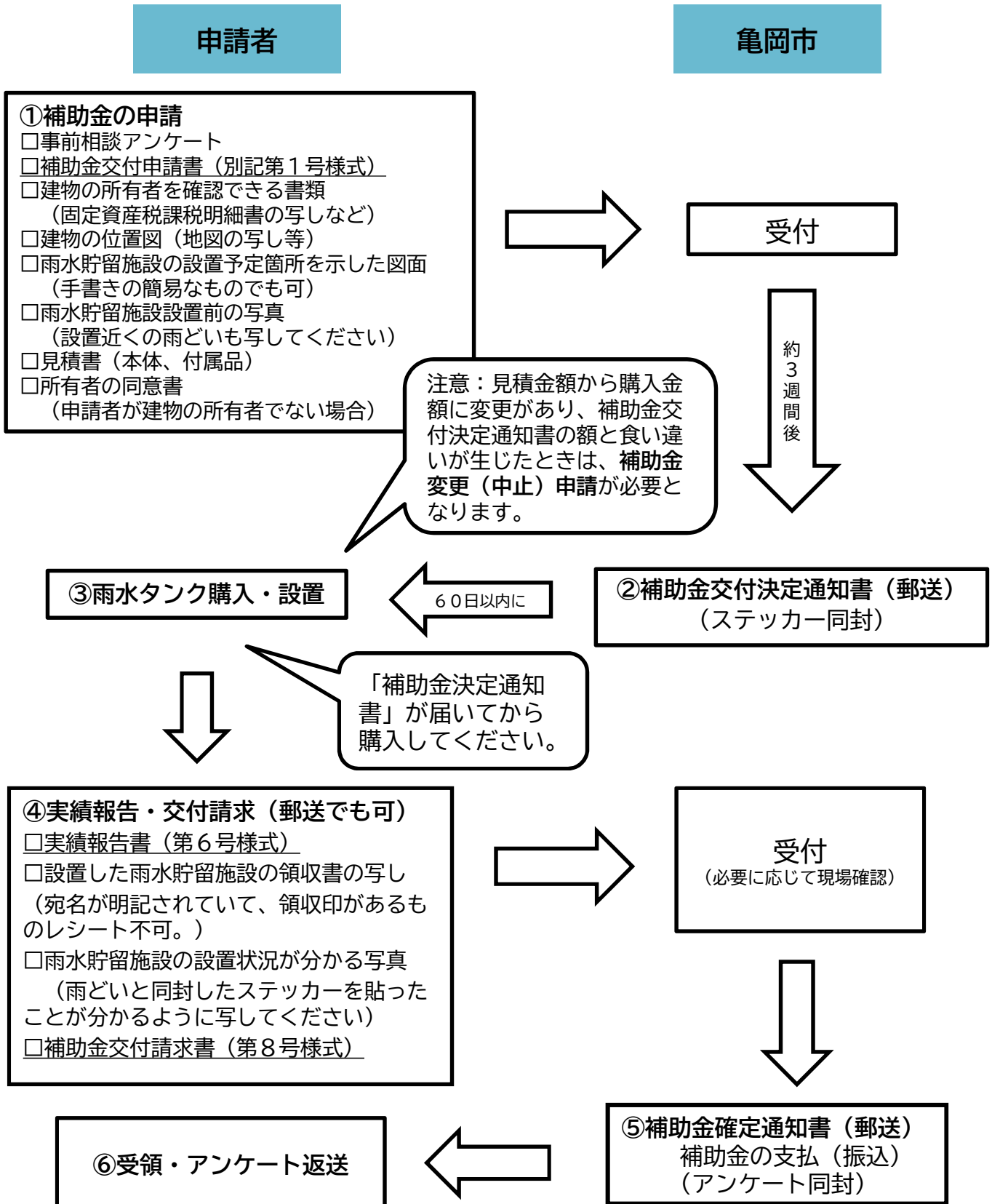


申請手続きのながれ（フロー図）



申請者

亀岡市

① 補助金の申請

- 事前相談アンケート
- 補助金交付申請書 (別記第1号様式)
- 建物の所有者を確認できる書類 (固定資産税課税明細書の写しなど)
- 建物の位置図 (地図の写し等)
- 雨水貯留施設の設置予定箇所を示した図面 (手書きの簡易なものでも可)
- 雨水貯留施設設置前の写真 (設置近くの雨どいも写してください)
- 見積書 (本体、付属品)
- 所有者の同意書 (申請者が建物の所有者でない場合)

受付

約3週間後

注意：見積金額から購入金額に変更があり、補助金交付決定通知書の額と食い違いが生じたときは、補助金変更 (中止) 申請が必要となります。

③ 雨水タンク購入・設置

60日以内

② 補助金交付決定通知書 (郵送) (ステッカー同封)

「補助金決定通知書」が届いてから購入してください。

④ 実績報告・交付請求 (郵送でも可)

- 実績報告書 (第6号様式)
- 設置した雨水貯留施設の領収書の写し (宛名が明記されていて、領収印があるものレシート不可。)
- 雨水貯留施設の設置状況が分かる写真 (雨どいと同封したステッカーを貼ったことが分かるように写してください)
- 補助金交付請求書 (第8号様式)

受付

(必要に応じて現場確認)

⑤ 補助金確定通知書 (郵送) 補助金の支払 (振込) (アンケート同封)

⑥ 受領・アンケート返送